

法令及び判例ニュース  
(N.º 2-07)

## A.) 法令

### I.- 遺産相続及び協議離婚と協議別居の事務手続簡素化

連邦法令第 11.441 号は司法訴訟手続法の一部、遺産相続及び協議離婚と協議別居の手続の簡素化を目的とした改正を発表した。  
大要は下記の通り。

#### 1.1.- 遺産相続 — 遺産目録の作成と分割処理

全相続人が民法上能力を持ち、更に遺産目録と遺産分割内容に対し、全員の同意がある場合、弁護士補佐の下に、公証役場で成文された公正証書をもって遺産の相続と分割処理ができる。

同書類は不動産の登記変更手続へ有効となる。

尚、遺産相続と分割の手続は相続開始時点から 60 日以内に始め、12 月以内に終結する。

注。

1.- 相続人の中に未成年者、禁治産者がおり、或いは、全相続人が民法上有能者の場合でも、遺産目録及び遺産分割内容に全員の同意がなければ、従来通り司法訴訟法に従い遺産相続と分割の手続がされる。

2.- 今回の改正前は、遺産相続全てが民事家庭裁判所の管轄であったために、遺産相続処理には、長い時間と費用が掛っていた。  
今回の改正により、一部の遺産相続手続が早く出来る事が期待される。

#### 1.2.- 協議離婚と協議別居

離婚或いは別居申請を検討している夫婦に未成年者或いは民法上無能力な子がいない場合、協議離婚と協議別居は法律で規定された期間を守り、公証役場で作る公正証書により出きるように変更された。

この公正証書には共有財産の分割内容、慰謝料の支払いと離婚後に使用する名前を明記する必要がある。

同書類は弁護士補佐の下に成文される。

注

1.- 日本人とブラジル人がブラジルで結婚し、其の後、日本で協議離婚をする場合の手続は、日本の役場へ離婚届けを提出し完了となるが、同離

婚がブラジル国内で法的効力を得るためには、連邦高等裁判所( STJ ) へ申請し、日本で行なわれた離婚の再認可を得る必要が有る。

今回の改正により、外国で行なわれた離婚の再認可事務手続が簡素化されることを期待する。

## B.) - 判例

- 1.- 商品又はサービスの売上額に含む ICMS は PIS/CONFINS の課税対象とならない。

現在最高裁判所で審議されている案件(2006年 8号の判例第2項を参照下さい) である、PIS/COFINS の支払いに付き、今回、リオ州ニテロイ市在、連邦第2法廷判事は商品又はサービスの売上額に含む ICMS は PIS/COFINS の課税対象外との判決を下した。(Processo 2006.5102004578-5) 売上金に含む ICMS は納税者の収益(RECEITA)ではない理由からの判決内容ある。

最高裁判所が売上金に含む ICMS は PIS/COFINS の課税対象外と納税者に有利な判決を下した場合、過去5年の PIS/COFINS 支払い額の払い戻し請求が出来ることとなる。

しかし、納税者へ有利な判決は即国庫の税収入減となる点から、最高裁判所は今後政府からいろいろな説得、圧力を受けることが考えられ、予測が難しい状況といえる。

最高裁判所が納税者へ有利な判決を確認した場合は、払い戻し請求額の試算は下記の通り。

例えば、年間の売上金が1億レアルの場合、

$$\begin{aligned} & \text{R\$ } 100.000.000,00 \times 15\% (\text{ICMS}) \times 9.25\% (\text{PIS/COFINS}) = \\ & \text{R\$ } 1.387.500,00 \\ & \text{R\$ } 1.387.500,00 \times 5(\text{anos}) = \text{R\$ } 6.937.500,00 \end{aligned}$$

上記内容から、納税者は本件について再議論と検討をする意味があると思われる。

S. Paulo, 02/02/2007.  
 Flavio Tsuyoshi Oshikiri  
 Ohno e Oshikiri Advogados  
 Tel.(011) 3068-2053